



- ◇ 発行：中国情報通信懇談会
- ◇ TEL:082-222-3324
- ◇ E-mail: jimukyoku@cic-infonet.jp
- ◇ <https://www.cic-infonet.jp/>

＜＜中国情報通信懇談会／地域情報化部会＞＞

松江市で「ICT Expo 2024」を開催 ～最新のICTソリューションの展示会・セミナーを同時開催～

中国総合通信局（局長：小原 弘嗣）は、中国情報通信懇談会（会長：芦谷 茂）及び中国地域ICT産学官連携フォーラム（会長：相原 玲二）との共催により、島根県松江市において「ICT Expo 2024」を開催します。

本イベントは、展示会とセミナーを同時に開催するもので、展示会では、急速な勢いで普及が進んでいるChatGPTに代表される生成AIや低軌道周回衛星によって提供される高速・低遅延のデータ通信技術、多言語音声翻訳ソフト等、様々な最先端のICTソリューションの展示をはじめ、体験型ソリューションの展示も予定しています。

また、セミナーでは、普及する生成AIについて、地方公共団体と情報通信事業者から今後の活用について講演します。

1 日時、開催場所及び内容

(1) ICTソリューションの展示会

日時：令和6年1月16日（火）11時00分～16時00分（開場：11時30分）
開催場所：松江テルサ テルサホール（1階）（島根県松江市朝日町478-18）
内容：最先端のICTソリューションの展示

(2) 地域情報化促進セミナー

日時：令和6年1月16日（火）14時00分～15時45分（受付：13時30分）
開催場所：松江テルサ 大会議室（4階）（島根県松江市朝日町478-18）
オンライン配信（Zoom ウェビナー）
内容：総務省施策説明及び生成AIに関するセミナー
講師：総務省、神戸市、西日本電信電話株式会社
定員：120名（会場）、500名（オンライン）

詳細は特設サイトをご覧ください。

「ICT Expo 2024」特設サイト (※)

<https://www.ict-expo.jp/>



QR コード

※ 今後のイベントの情報は当サイトにて順次更新していく予定です。

2 主催等

- 主 催：総務省中国総合通信局、中国情報通信懇談会、中国地域ICT産学官連携フォーラム
- 共 催：島根県、松江市、島根大学、一般社団法人中国経済連合会
- 後 援：一般社団法人島根県情報産業協会
- 協 力：日本放送協会松江放送局、日本海テレビジョン放送株式会社、BSS山陰放送、TSKさんいん中央テレビ、株式会社エフエム山陰

3 対象

地方公共団体、研究機関、ICT関連企業、ICTの利活用に興味がある方など、どなたでも参加できます。

4 参加費

無料

5 参加申込方法

(1) ICTソリューションの展示会
事前の申込は不要です

(2) 地域情報化促進セミナー

「ICT Expo 2024」特設サイトにて、12月上旬より受付を開始する予定です。

連絡先：情報通信部 情報通信振興課

岡野課長、田邊上席企画監理官

電 話：(082)222-3322

中国情報通信懇談会事務局委託先公募のお知らせ

令和6年度以降の中国情報通信懇談会の事務局を公募します。

1. 委託する業務内容

別紙「中国情報通信懇談会事務局細則」のとおり。

2. 公募期間

令和5年11月9日（木）～同年12月7日（木）

3. 応募要件

- (1) 懇談会会員であること。(ただし、特別会員を除く)
- (2) 事務局を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 事務局を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 事務局を運営する上で必要な措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (5) 事務局を運営するに当たって知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- (6) 事務局を運営するに当たって作成した文書等を適切に保管し、事務局交代時に業務を確実に引き継げること。
- (7) 経営者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会勢力からの出資等の資金提供も受けていないこと。
- (8) 法令遵守上の問題を抱えていないこと。

4. 問い合わせ先

応募方法等、詳細については下記連絡先までご連絡ください。

(連絡先)

中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 田邊・半明・田川

電話：082-222-3466

メール：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

中国情報通信懇談会事務局細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第14条の規定に基づき、中国情報通信懇談会（以下、「懇談会」）の業務を円滑に進めることを目的として、同則第15条に基づき設置される事務局が行う業務等を明確にすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事務局の実施主体（以下、「実施主体」）は公募により募集し、応募のあった者から運営委員会が審査の上、選定する。

(業務)

第3条 事務局の業務は以下のとおりとする。

- (1) 懇談会会計事務の会費に関する事項（会費納入及び会費納入台帳の管理等）
- (2) 懇談会会計事務の出納に関する事項（帳簿整理、支出関係及び会計監査対応等）
- (3) その他必要な事項（定期総会成立宣言等）

(任期)

第4条 事務局の任期は定期総会から次年度の定期総会までとし、懇談会及び実施主体双方の意思表示のない限り自動継続することを妨げないものとする。

- 2 事務局の自動更新を希望しない場合は、当該年度の8月末日までに懇談会まで申し出ること。

(事務局経費の負担)

第5条 事務局事務に係る経費については以下のとおりとする。

- (1) 実施主体は、事務局の運営に係る経費について全額を負担することとする。
- (2) 懇談会は、実施主体に対し、事務局事務に係る経費として、懇談会事務局経費から以下の金額を支払うこととする。
 - ア 人件費として、月4万円を四半期毎に支払う。
 - イ 通信費として、月1千円を四半期毎に支払う。
 - ウ 事務局事務を行うために旅行した旅費として、要した実費を毎月月末に支払う。
 - エ 同号アからウ以外の事務局事務に係る経費については、要した実費を毎月月末に支払う。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、懇談会及び実施主体の協議の上、運営委員会の議決により行う。

付則

この細則は、令和5年11月8日から施行する。